論点に対する回答

分 野	オンライン利用率を大胆に引き上げる取組(産業廃棄物のマニ
	フェスト制度)
省 庁 名	環境省

令和2年度に旗艦的なものとして、オンライン利用率を大胆に引き上げる 取組を開始した「産業廃棄物のマニフェスト制度」等について、以下の点を ご検討・ご説明いただきたい。

論点1 オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年9月27日改訂)に ついて

【論点1一①】

基本計画において、令和2年度のオンライン利用率は「65%」とあるが、システムへの利用登録を行っている事業者(情報処理センター:公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに利用登録している事業者)の割合をご教示いただきたい。

【回答1-①】

オンライン利用率は、マニフェスト(紙+電子)の総件数を 5,000 万件として、これに対する電子マニフェスト登録件数(令和 2 年度は約3256 万件)の割合から算出しており、令和 2 年度は65%である。

ご質問の電子マニフェストシステムに加入している事業者の割合(加入率)は、環境省が運用する産業廃棄物行政情報システムに登録された許可業者数に対する加入者数の割合で算出すると、令和3年10月1日時点の集計で以下のとおりとなっている。

- ・産業廃棄物収集運搬業者総数 104,640 者 加入者数 21,299 者 加入率 20.35%
- 産業廃棄物処分業者総数 9.988者 加入者数 6.282者 加入率 62.90%
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業者総数 6,486者 加入者数 4,504者 加入率 69,44%
- 特別管理産業廃棄物処分業者総数 634者 加入者数 564者 加入率 88.96%

また、排出事業者については、令和3年8月31日時点の加入者数は255,869者であるが、母数となる排出事業者の総数を把握する手段がないため、加入率は不明である。

【論点1-2】

利用登録を行っていない事業者の規模、属性(排出、収集、処分)、分野 (産業廃棄物の種類)、利用しない要因について、分析方法と分析結果をご 説明いただきたい。

【回答1-②】

未加入事業者の属性については、回答 1 - ①に示したとおり、産業廃棄物 収集運搬業者の加入率が 20.35%と最も低く、次いで産業廃棄物処分業者の 加入率が 62.90%、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が 69.44%、特別管理 産業廃棄物処分業者が 88.96%となっている。

産業廃棄物収集運搬業者の加入率が低い理由は、建設業や運送業等に付随 して必要性に応じて収集運搬業の許可を取得した事業者等も含まれている ことが挙げられる。産業廃棄物処理業を業として活動している事業者は全体 の半分強、主業(産業廃棄物処理業の売上高割合が50%以上)として活動し ている事業者は全体の1割強との推計もあり、実際には産業廃棄物の収集運 搬を行っていない、又は、行ったとしても収集運搬件数が非常に少ない事業 者が多く含まれていると考えられる。

なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の加入率が高いのは、令和2年4月から、前々年度の特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く。)の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、電子マニフェストの登録を行うことが義務化されたためと考えられる。

排出事業者については、回答 1 一①に示したとおり総数を把握する手段がないが、処理計画の提出及び実施状況報告が義務付けられている多量排出事業者(令和元年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者)に限ると、令和 3 年 4 月 1 日時点で未加入の業者が多い業種の未加入業者数及び加入率は、以下のとおりであった(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「JWセンター」という。)調べ)。

• 建設業 未加入者 3, 248 者、加入率 63.8%

· 製造業 未加入者 1,494 者、加入率 62.5%

・電気・ガス・熱供給・水道業 未加入者885者、 加入率 30.5%

・農業・林業

未加入者 496 者、 加入率 17.6%

サービス業

未加入者 26 者、 加入率 15.5%

未加入の事業者の規模については、廃棄物処理業者及び排出事業者共に把握していない。

利用しない要因等を把握するため、未加入の多量排出事業者に対するアンケートを実施しており、現在集計・分析中である。

【論点1-3】

論点 1 - ②に関連して、産業廃棄物事業者が、当該業務管理等に使用しているシステムはどの様な形態が多い(民間事業者が提供するクラウド型のサービス、自社専用に開発したシステム 等)と分析しているか、ご説明いただきたい。

また、既に民間事業者が提供するクラウド型のサービス等が存在する場合、それらのサービスのひとつの機能として、電子マニフェストを組み込み、APIによって、事業者間や事業者と情報処理センター間でデータ連携を行うことを検討すべきではないか(産業廃棄物事業者のデジタル化を進める流れの中で、電子マニフェストにも対応可能とする)、貴省の見解如何。

【回答1-3】

産業廃棄物処理業者が、電子マニフェストの業務管理等に使用しているシステムについては、ご指摘の民間事業者が提供するサービスや自社開発システムを利用しているケースのほか、特にシステム化していないケースもあると思われるが、その傾向は把握していない。

ただし、電子マニフェストシステムに加入している事業者は「民間事業者が提供するクラウド型のサービス等」の1つである EDI 事業者が提供するシステムを利用でき、既に EDI 方式※での連携はできている。

※加入者と情報処理センターのサーバ間で電子マニフェスト情報のデータ授受を行う方式

また、JWセンターのホームページにおいて、EDI事業者のうち、自ら保有し運営する EDI システムをサービス提供している事業者(ASP事業者)のリストを公開してサポート窓口を案内している。

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/info/edi/support.html

【論点 1 - ④】

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定)において、

「電子マニフェストの一部義務化の施行状況を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付けの範囲の段階的な拡大についても検討を進める」とされ、令和2年4月より、前々年度実績で50トン以上の特別管理産業廃棄物が発生する事業場の場合、電子マニフェストの使用が義務化されていると承知。

使用義務付け範囲の拡大について、現在の検討状況や今後の方針・予定等 について、具体的にご説明いただきたい。

【回答1-4】

令和元年度の特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の総数 3,934 者のうち、令和3年4月1日時点の加入者数は3,786 者であり、加入率は約96.2%であった(JWセンター調べ)。未加入の多量排出事業者については、都道府県等を通じて、特別管理産業廃棄物の排出状況等を確認するとともに、未加入の理由を把握することとしている。

義務付け範囲の拡大の検討については、上述のとおり現行の制度の施行状況を把握しているところであるが、今後、各アクションプランに掲げた取組の効果を踏まえつつ、それにより達成すべきことを明らかにした上で、

- ・現行制度に問題や課題が生じていないか
- ・情報処理センターに登録することが困難な場合として義務化が除外される場合が適切かどうか
- ・義務化の対象となる産業廃棄物の品目
- ・義務化の対象となる事業者の要件(業種、産業廃棄物の取扱量、規模等)などについて、検証・検討を行うこととしている。

これに当たり、事業者や都道府県等に対するアンケートやヒアリングを実施していく予定。

なお、令和4年度中の結論を目指しているが、制度の見直しに当たっては、中央環境審議会循環型社会部会でご審議いただくとともに、パブリックコメントによる意見聴取を行う予定。

【論点 1 - ⑤】

論点 1 - ④に関連して、「常勤職員が、平成 31 年末時点で、全員 65 歳以上でオンライン環境が整備されていない事業者」は義務対象から除外されているが、この様な事業者に対して、どの様な支援や動機づけを行っているか、ご説明いただきたい。

【回答1-⑤】

高齢者に対しても、電子マニフェストシステムを正確に理解していただき、加入への動機付けとなるよう、JWセンターのホームページにおいて、電子マニフェストのデモシステムや、分かりやすい操作マニュアル・操作方法等を解説する動画を掲載している。

【論点1-6】

「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」において、「電子マニフェストシステムの改善」として、

- 処理業者による電子マニフェスト登録支援
- 登録・報告期間遵守のための改修

が挙げられているが、具体的に実現している内容と今後の改善想定をご説明いただきたい。

また、使い勝手の改善や負担軽減等に係る事業者からの意見・要望をどのような方法で収集し、反映を図っているのかご説明いただきたい。

【回答1-6】

「処理業者による電子マニフェスト登録支援」については、電子マニフェストの義務化の対象となる排出事業者の負担を軽減することを目的として、電子マニフェストシステムの操作に慣れている処理業者の支援を受けて、排出事業者が簡便にマニフェスト登録できる機能であり、収集運搬業者が入力(仮登録)した内容を排出事業者が確認した上で承認(本登録)する仕組み(現場登録支援機能)について、令和元年7月に運用を開始した。

「登録・報告期間遵守のための改修」については、排出事業者は処理業者への産業廃棄物の引渡しから3日以内に電子マニフェスト登録をしなければならないが、従前のシステムでは、排出事業者が登録をしないと処理業者による運搬終了報告及び処分終了報告もできなかったところ、現場登録支援機能で仮登録されたマニフェストについて、処理業者から排出事業者に対する承認操作(本登録)の督促や、本登録前に運搬終了報告及び処分終了報告ができるようにシステムの改修をし、令和2年8月に運用を開始した。

また、平成30年2月に省令改正を行い、登録・報告期間である3日に土日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を含めないこととした。これを受けて、電子マニフェストシステムでは、当該期間経過に係る警告機能について平成31年4月にカレンダー機能を修正した。

今後の改善として、環境省が運用する産業廃棄物行政情報システムと電子

マニフェストシステムをデータ連携し、取消処分を受けた処理業者を入力すると警告表示される機能を実装する作業を進めているところであり、令和3年度中に運用を開始する予定である。

使い勝手の改善や負担軽減等に係る事業者からの意見・要望の集約については、説明会及び研修会を開催した際にアンケートを実施しているほか、JWセンターのホームページ上にお問い合わせフォームを設けて意見や要望を収集し、頂いたご意見を参考にして改善を図っている。また、問い合わせの多い内容については、ホームページ上のFAQに掲載して、利用者が容易に問題を解決できるよう配慮している。

【論点 1 一⑦】

「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」において、「電子マニフェスト情報の有効活用の検討」として、

- 排出事業者による処理業者の適切な選定、取引継続の可否判断のための許可内容の確認を可能とするための、産業廃棄物処理業許可情報と電子マニフェストの連携
- 事業者による地方公共団体への各種報告や届出に係る負担軽減、地方公共団体における情報の有効活用を図るための行政報告と電子マニフェストの連携

が挙げられているが、具体的に実現している内容と今後の利活用想定をご説明いただきたい。

また、使い勝手の改善や負担軽減等に係る地方自治体からの意見・要望をどのような方法で収集し、反映を図っているのかご説明いただきたい。

【回答1-⑦】

環境省が運用する産業廃棄物行政情報システムと電子マニフェストシステムをデータ連携し、取消処分を受けた処理業者を入力すると警告表示される機能を実装する作業を進めているところであり、令和3年度中に運用を開始する予定である。(再掲)

地方公共団体における電子マニフェストシステムの情報利活用としては、 地方公共団体が電子マニフェストシステムの登録・報告等の実施状況をシス テム上で照会可能とする機能、優良認定制度における優良基準の1つである 電子マニフェストシステムの加入状況を確認できる機能、電子マニフェスト 情報の統計情報を閲覧、ダウンロードできる機能等を提供しているところで あり、平成29年4月にこれらサービスの概要について取りまとめた「電子 マニフェストシステム地方公共団体支援サービスご利用ガイド」を作成し、 地方公共団体に周知している。

令和2年度から、JWセンターにおいて電子マニフェスト情報の利活用高度化に向けた検討を行っており、その活動の一環として情報の利活用に関する要望や意見について、都道府県等に対してアンケートを実施する予定である。

【論点1-8】

論点 1 - ⑦に関連して、電子マニフェストに係る情報処理センターや地方 自治体内部の業務(通知や報告、統計分析)は、現在、デジタルで完結して いるのか。別途、紙で出力して業務を行っているのであれば、具体的に紙で 行われている業務内容と、今後の見直し想定をご説明いただきたい。

【回答1-8】

排出事業者は、前年度のマニフェスト交付状況について産業廃棄物管理票 交付等状況報告書を都道府県等に提出しなければならないが、電子マニフェ ストを登録した場合は、排出事業者から都道府県等への報告は不要となる。 登録等の状況は、JWセンターから都道府県等に電子データで報告され、そ の作業はデジタルで完結する。

また、都道府県等は、電子マニフェストに関する統計情報を閲覧する機能 を利用できるが、当該機能で閲覧した情報についても、電子データとしてダ ウンロードが可能であるため、別途紙で出力する作業は生じないと考えてい る。

情報処理センター(JWセンター)においても、電子マニフェスト情報を 別途紙で出力して行う業務は存在しない。

【論点1-9】

論点 1 - ⑧に関連して、今後、地方自治体内部の産業廃棄物関連業務のデジタル化を進めるに当たっては、各自治体が独自にシステムを構築しなければならないのか。その場合、制度所管たる環境省が主体となって、自治体における当該業務の標準化・効率化を図るとともに、デジタル庁、総務省と連携のうえ、整備方針の策定や一定の地財措置を講ずる等の取組が必要ではないか、貴省の見解如何。

【回答1-9】

廃棄物処理法に基づく地方公共団体への産業廃棄物関係申請・届出等手続のオンライン化については、令和4年度から検討を開始すべく予算要求を行っている。当該予算が認められれば、国による一元的なプラットフォームの整備や都道府県等向け標準仕様書の作成等、オンライン化の方法について、関係省庁とも連携して検討を行う。

課題としては、都道府県等ごとに既存システムの有無やシステムの仕様等が異なっているため、

- ・一元的なプラットフォームを整備する場合は、入力された申請・届出等データの都道府県等での受取方法や都道府県等独自の申請・届出等システムを利用している場合の移行方法の調整
- ・標準仕様書を作成する場合は、独自の申請・届出等システムを利用している都道府県等が標準仕様書に準拠したシステムに仕様変更する場合の既存のデータとの整合性の確保(データ構成の違い、許可証への記載方法の違い等)

など多岐にわたることが想定される。今後、導入に向けた調査の過程で自治体が抱える問題点を把握し、その解決策も含めて検討する。

【論点1一⑩】

システム利用開始の際、事業者ごとに個別の加入者IDを発行していると承知。今後、GビズIDの導入により事業者の負担軽減や社会全体としての利便性向上を図るべきではないか。見解と具体的な導入想定をご説明いただきたい。

【回答1-10】

以下の理由により、電子マニフェストシステムへのGビズIDの導入は、 必ずしも事業者の負担軽減や社会全体としての利便性向上にはつながらな いため、現時点では導入することは考えていない。

- 〇電子マニフェストシステムは日々利用するシステムであり、頻繁にログインが行われることから、煩雑なログイン作業は適していない。(GビズIDプライム、メンバーの場合)
- 〇電子マニフェストシステム加入者は、利用形態(排出事業者、収集運搬業者、処分業者)ごとのIDが必要であるとともに、複数の担当者、事業所を管理するサブID(最大99個)の利用が可能となっている。このため、複数のIDやサブIDを持つ加入者がGビズIDで電子マニフェストシ

ステムを利用するためには、複数のGビズIDを取得することになるが、このような場合は、他の申請等に共通して利用できる汎用性の高いIDにはならないと思われる。

- OGビズIDを利用可能とするためには、電子マニフェストシステムにおいて以下の大幅な改修を要し、その費用は高額となることが見込まれ、場合によっては利用料を値上げせざるを得なくなる。
 - ・メールアドレスもIDとして認識する改修。
 - ・メールアドレスとJWNETの属性とを紐づける改修。
 - ・電子マニフェストシステムとGビズIDとを連携させる(双方の間の画面遷移)改修。
 - ・GビズIDを利用するための加入申込画面の改修。

【論点 1 一⑪】

料金支払代行者制度を利用する際、書面への押印を求めていると理解しているが、押印の種類・目的、押印廃止が実現できない理由をご説明いただきたい。また、オンライン化の具体的な想定について、ご説明いただきたい。

【回答 1 一⑪】

JWセンターでは、料金支払代行者制度の利用希望があれば、基本的にWeb申請での対応を行っている。しかし、料金支払代行者から書面での申請を求められることがあるため、Webと書面のいずれでも対応できるようにしている。書面での申請では、簡易な身分確認として押印を求めているところであるが、今般、書面での申請を廃止することとし、令和4年1月からWeb申請のみとする予定。

論点2 日本経済団体連合会からの要望(廃棄物の処理及び清掃に関する法 律関連)について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」に関連して、日本経済団体連合会(以下、経団連)より、別添の「産業廃棄物処理業者の実地確認の緩和」及び「手続における添付書類の省略」が要望されているところ、以下の点をご検討・ご説明いただきたい。

【論点2-1】

「産業廃棄物処理業者の実地確認の緩和」について、令和2年度に経団連

が「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に同旨を要望していたところ、貴省より、「現行制度下で対応可能」、「実地確認は処理が適正に行われていることを確認する方法として推奨されますが、廃棄物処理法でその方法によることを義務付けているものではありません。このため、廃棄物処理法上、御提案のように新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮した形で処理状況の確認をしていただくことは可能です。なお、別途提案者にお伺いした実地確認を求めているとされた都道府県・政令市では、条例又は要綱で実地確認を行わなければならないことを規定していますが、これらの自治体の考え方を聴取したところ、新型コロナウイルスの感染拡大下でなお実地確認を求めている事例は確認されませんでした。また、グループ会社による一括した遠隔確認を認めないとの見解も確認されませんでした。」との回答がなされている。

令和2年度の経団連からの要請を踏まえた貴省の回答について、具体的に、いつ、どのような方法でその主旨が事業者及び地方自治体へ周知されたのか、ご説明いただきたい。

【回答2-1】

(回答(1))

令和3年6~7月にオンラインで開催された、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料の中で以下のように記載し、全国の都道府県・政令市に周知を行った。また、会議資料は以下のURLで公表している。

http://www.env.go.jp/recycle/misc/conf.html

(抜粋)

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、廃棄物処理法第12条第7項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

この点について、デジタル技術の進展により、オンラインでの産業廃棄物の処理の状況に関する確認を実施している事例もあるが、現地確認の義務付け又は指導に対して、オンライン会議システムを活用できる項目は遠隔で確認することや、同一施設に処理を委託しているグループ会社について一括して遠隔確認することを可能にすべきとの要望が寄せられているところである。現地確認を義務付け又は指導している都道府県・政令市におかれては、こうした手法が注意義務の履行として適切と認められる場合は、柔軟な対応をお願いしたい。

【論点2-②】

令和2年度の貴省の回答を踏まえてもなお、経団連から別添の通り「自治体によっては遠隔での確認は認められず実地での確認を求められた事例が存在した」との意見が接到している。各自治体において適切な運用がなされるよう、制度所管たる貴省から、今後速やかに周知徹底を行う必要があると考えるが、貴省の見解如何。また、周知徹底を図る場合、対応時期、方法を具体的に示されたい。

【論点2-③】

併せて、経団連からは、各自治体における運用が標準化されるよう、国が ガイドラインを策定すべきとの要望があるところ、貴省の見解如何。また、 ガイドラインの策定等を行う場合、対応時期、方法を具体的に示されたい。

【回答2-2·2-3】

「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」の回答に記載のとおり、廃棄物処理法上、実地確認を義務付けているものではなく、ご提案のように新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮した形で処理状況の確認をしていただくことは可能である。

しかしながら、自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられることから、回答2-①に記載したとおり、これらの自治体においても、ご提案の手法が注意義務の履行として適切と認められる場合は、柔軟な対応をお願いするよう周知を図ったところ。

上記理由から、更なる周知やガイドラインの策定は不要と考えている。

【論点2-4】

「手続における添付書類の省略」について、産業廃棄物処理業の許可申請 や産業廃棄物処理施設の設置申請は法定受託事務であり、申請等のための各 種様式や添付書類については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 則」で定められていると承知している。

役員、出資者等、使用人の「全員分」の氏名及び住所(住民票の写し)の 提出が必要な、具体的な理由をご説明いただきたい。

【回答2-4】

「住民票の写し」については廃棄物処理法施行規則の規定により提出を求めているものであり、申請者たる法人の業務執行に対し支配力を有すると考えられる者全てについて、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物処理法及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。

【論点2-5】

一部都道府県が策定している手引を確認すると、「住民票の写し」に加えて、役員、出資者等、使用人の「全員分」の「成年被後見人・被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を求めている。何を根拠に、何の目的で提出を求めているのか、また、何故全員分の提出が必要なのか、具体的にご説明いただきたい。

【回答2-5】

「成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」については 廃棄物処理法施行規則の規定により提出を求めているものではないが、申請 者たる法人の業務執行に対し支配力を有すると考えられる者全てについて、 廃棄物処理法及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかど うかを審査するための目的で提出を求めているものと考えられる。

【論点2-⑥】

一部都道府県のHPを確認すると、事前に各受付窓口へ電話で予約のうえ、 来庁するよう求めており、郵送は不可である旨が示されているが、何を根拠 に、何故郵送は不可なのか具体的にご説明いただきたい。

【回答2-⑥】

廃棄物処理法及び同法下位法令において、郵送による申請を不可とする 規定はなく、都道府県等による運用なので、理由は当該都道府県に直接お尋 ねいただきたい。

【論点2-⑦】

論点2-⑤及び論点2-⑥に関連して、産業廃棄物処理業の許可申請や産業廃棄物処理施設の設置申請は法定受託事務であるところ、自治体任せの運用にすることなく、制度所管たる環境省おいて主体的に事業者の負担軽減を図る必要があると考えるが、貴省の見解如何。また、周知徹底や運用の標準化を図る場合、対応時期、方法を具体的に示されたい。

【回答2-⑦】

許可事務等については、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理 業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)」(令和 2年3月30日付け環循規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄 物規制課長通知)により、標準的な運用を含めて適切な運用の周知徹底を図 っているところであり、当該通知については、必要に応じて適宜見直しを行 っている。

また、論点2一⑥に示された郵送による許可申請については、例えば、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について(通知)」(令和2年4月27日付け環循規発第2004273号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)において、対面を推奨している地方公共団体にあっても、「少なくとも新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を積極的に推奨されたい」とするとともに、「郵送による申請等については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に限らず活用できるよう、これを機に許認可事務の合理化の一環として一層の促進を検討されたい」として、周知徹底を図っている。

【論点2-8】

貴省より、産業廃棄処理業の許可申請、産業廃棄物処理施設の設置申請ともに、「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」における、調査項目E群「書面主義の見直し」に対して、「令和3年末までに、eメールでの提出を認める」との回答がなされているが、経団連の要望を踏まえれば、単に申請書本体のオンライン提出を可能とするのみならず、行政機関間の情報連携による各種証明書の添付省略を実現する必要があると考える。そのためには、マイナンバーカードや GbizID 等を活用したプラットフォームを国が整備する(既存のプラットフォームの活用含む)とともに、貴省が関係省庁と連携の上で主体的に行政機関間の情報連携に向けた取組みを進めるべきと考える

が、貴省の見解如何。

【論点2-9】

上記2-⑦に関連して、「デジタルガバメント実行計画(令和2年12月5日閣議決定)」において、「添付書類の省略に係る情報システム整備」が決定していることを踏まえ、貴省における具体的な取組状況(関係府省と具体的にどのような連携を行っているか含む)について、ご説明いただきたい。

【回答2-8·2-9】

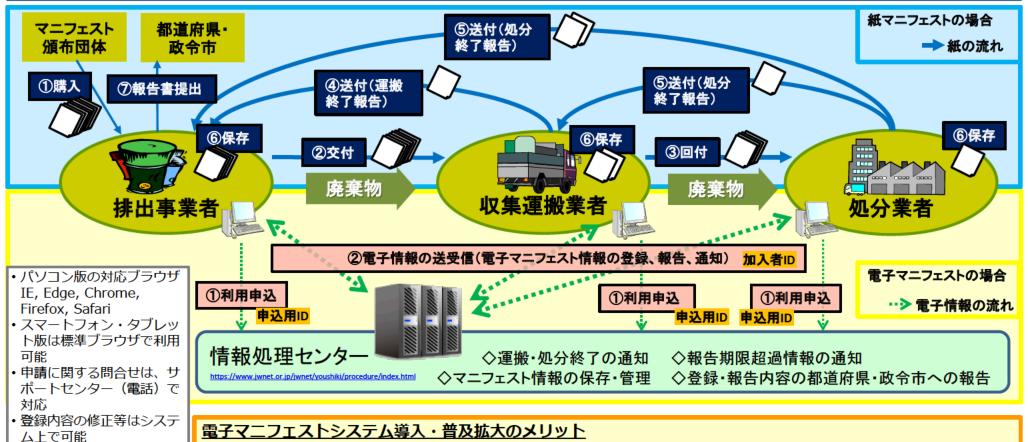
廃棄物処理法に基づく地方公共団体への産業廃棄物関係申請・届出等手続のオンライン化に向けた検討を開始すべく、令和4年度の予算要求を行っている。予算が認められれば、国による一元的なプラットフォームの整備、地方公共団体向け標準仕様書の作成等のオンライン化の方法を検討することとしており、その中で、マイナンバーカードや GbizID 等の活用、行政機関間の情報連携や各種証明書の添付省略等についても検討してまいりたい。

(参考)

次ページ以降に記載。

産業廃棄物のマニフェスト制度の概要・業務フロー図

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を処理業者(収集運搬業者及び処分業者)に交 付し、処理終了後、処理業者からその旨を記載した紙マニフェストの写しの送付を受ける。
- これにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、<mark>排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理</mark>することで不法投棄 を防止し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 電子マニフェストは、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター を介したネットワーク上でやりとりする仕組み。
- 電子マニフェストの登録・報告を行うことにより、紙マニフェストの交付等に代えることができる。



電子マニフェストシステム導入・普及拡大のメリット

●都道府県・政令市の監視業務等の合理化

情報処理センターから利用

ールで対応

者への問合せは、電話・メ

- ●廃棄物処理システムの透明化(偽造しにくい)
- 事排出事業者及び処理業者の事務の効率化(労務削減)
- ●不適下処理の原因究明の迅速化

産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率引上げ基本計画の概要

1. 基本計画の概要

(1) オンライン利用率目標・達成期限

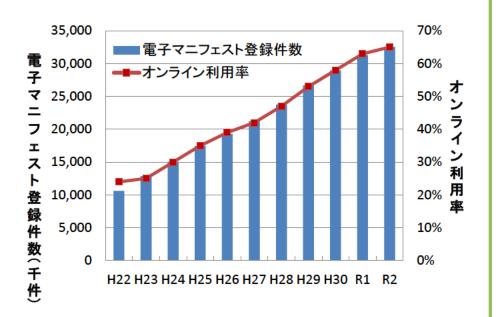
産業廃棄物のマニフェストの交付・登録件数(電子及び紙の合計で年間約5000万件と推計)に占める電子マニフェストの登録件数の割合を、令和4年度までに70%とする。

⇨ 令和2年度末時点で65%となり、目標達成に向け、着実に向上している。(グラフ参照)

(2) 課題及び中間評価指標(KPI)

- 課題①電子マニフェストシステムが難しい等の 理由で導入に踏み切れていない事業者がいる。
- ⇒令和4年度までに、未加入事業者向けの説明 会を計50回開催する。
- 課題②排出事業者と処理業者の両方が加入しな ければならず、一方の加入では使用できない。
- ⇒令和3年度までに、国、地方公共団体及び業界団体に対して、協力依頼及び要請を行う。
- 課題③排出事業者がマニフェストを導入するメリットが不足している。
- ⇒令和3年度までに、行政の保有する業許可取 消情報等の照合機能を構築する。

【電子マニフェスト登録件数及び電子化率の推移】



基本計画に基づくアクションプランの進捗

2. アクションプランの主な実施状況

<課題①関係>

- ○令和2年12月以降、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)において、電子マニフェスト未加入者向けに、webでの電子マニフェスト導入実務説明会を29回開催した。
- ○令和3年3月に、産業廃棄物処理に係る業種別事例集の金属関連産業編を作成した。

<課題②関係>

- ○令和3年7月に、<u>都道府県・政令市に対し、「産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利</u> 用率の引上げの基本計画等の策定に伴う協力依頼について(依頼)」を発出し、
 - (1)未加入の産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する電子マニフェスト加入の促進
 - (2)公共工事における電子マニフェストの利用の促進
 - (3)排出事業者としての都道府県及び市町村による電子マニフェストの利用の促進について、都道府県・政令市での導入事例を紹介しつつ、協力を依頼した。

<課題③関係>

- ○令和3年度中に、電子マニフェスト利用者が<u>許可取消処分を受けた事業者名を入力すると警告画面</u> が表示されるようにする機能をリリース予定。
- ○令和2年4月からの電子マニフェストの一部義務化について、義務化対象となっている排出事業者の電子マニフェスト利用状況を確認し、<u>利用していない事業者に対して、都道府県・政令市による</u>確認・指導が行われた。
- ○<u>未加入の多量排出事業者に対するアンケートを実施</u>し、利用しない要因等を把握する予定。